

北陸地域港湾の事業継続計画協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、北陸地域港湾の事業継続計画協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、北陸地域港湾（新潟県、富山県、石川県、福井県の重要港湾以上）が大規模災害発生時において、被災により北陸管内の各港での対応が困難な事象に対し、管内の港湾が連携して継続的な物流機能を確保し、社会経済活動への影響を最小限に抑えることを目的に策定された「北陸地域港湾の事業継続計画」に基づき、平常時から関係者間で密接な連携関係を構築するとともに、継続的な議論、訓練等を行うことにより、当該計画の実効性向上を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、北陸地域の港湾に関係する港湾関連企業、団体、並びに関係行政機関等（以下「委員」という。）で構成する。

2 委員は別紙のとおりとする。ただし、必要に応じて委員を追加することができるものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、国土交通省北陸地方整備局港湾空港部長とする。

3 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

4 会長は、協議会の会務を統括する。

(アドバイザー)

第5条 専門的な助言を求めため、協議会にアドバイザーを置くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、北陸地方整備局港湾空港部に置く。

(規約の改正)

第7条 この規約は必要に応じて改正できるものとし、委員の承認を持って適用される。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議し決定する。

附則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。